

2024（令和6）年度伊賀市立阿山中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報提供する。

（基本理念）

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

（いじめが「解消している」と判断するための要件）

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 伊賀市立阿山中学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、教務主任、学年主任、教研主任、生徒会担当、養護教諭による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、いじめ問題相談員、PTA役員、SSW 等に参加を要請する。

〈開催時期〉

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急に開催する。

〈機能〉

- ・いじめ問題に関わる年間計画を作成する。
- ・いじめ防止に関する取組の検証を行う。
- ・いじめ事案に対する対応の検討を行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

① いじめ問題に対する共通理解

学校経営方針、マニフェストにいじめ問題に対する学校としての方針や取組を明示し、「学校いじめ防止基本方針」の内容の共通理解を図る。

② 人権・同和教育の取組、仲間づくりの取組

正しい人権感覚を身につけるために、生徒の実態に応じた人権教育推進計画をつくり、実践していく。また、生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを大切にし、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

③ 社会性やコミュニケーション能力の育成

職場体験学習等キャリア教育を通し、社会性やコミュニケーション能力の育成を目指す。

④ わかる授業の推進

生徒全員が少しでも達成感や充実感を持たせられるようにするために、研究授業を通して自らの授業を振り返り、教材研究、授業改善に取り組む。また、授業において学び合い活動を保証し、すべての生徒が授業にとりくめるよう実践を共通して行う。

⑤ 生徒会活動の活性化

生徒の自治活動を通して、自ら問題解決を目指していく活動を主体的に取り組む。阿山事故ゼロ宣言をしたり、地域の町づくりに参画したりして、地域に発信するとともに、自分に何ができるのかを自問自答しながら命の大切さについて考え活動する。

⑥ いじめ問題に関する教職員の共通理解と資質向上

月1回、全教職員で生徒の問題行動や不登校の傾向のある生徒の状況や、指導の情報を交換し、共通認識を図る。また、いじめ防止等のための対策に関する研修を実施する。

⑦ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

マニフェストの保護者配布や地域への回覧、学級懇談会や地区懇談会等を通じて、いじめ防止に向けての理解と協力を求める。

(2) いじめの早期発見

① いじめについてのアンケート調査等の実施

- ・生徒対象いじめについてのアンケート調査年3回（5月、10月、1月）
- ・教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査年3回（4月、9月、1月）
- ・Q-U 調査を用いた生徒の状況把握年2回（6月、12月）
- ・保護者対象 年1回（10月）

*調査当日に何らかの理由により欠席した生徒については、後日、調査を実施する。

*長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。（アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、生徒の状況を十分に考慮して実施する。）

*アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

② いじめ相談体制

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・日常的な三行日記の取り組み
- ・いじめ相談窓口の紹介
- ・ふれあい教室、市青少年センター等、相談窓口の活用

③ 教職員の情報共有体制

生徒の相談窓口は原則担任であるが、教職員誰にでも相談できることを周知するとともに、相談内容によって複数の教員が対応できるよう、普段から協力体制を築いておく。また、学校以外にもいじめ問題相談員や相談機関があることを知らせておく。

④ インターネット等を介して行われるいじめの対策

携帯電話等の使用について保護者啓発や生徒対象のビデオ教材視聴、または講師を招いての講話等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を、生徒の実態を把握しながら日常的に継続して行う。

(3) いじめに対する措置

① いじめ問題に関わる生徒の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、いじめを知らせてきた生徒の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を活用する。

② 教職員の情報共有体制、組織対応体制の確立

いじめの発見・通報・相談があった場合、阿山中学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

③ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ 関係機関、専門機関との連携

いじめを確認した状況については、校長が伊賀市教育委員会に報告する。また、いじめ事案の状況により、関係機関や専門機関との連携を図る。

⑤ いじめが解消していると判断するために

被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の間（3ヶ月を目安）継続しており、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性が十分あるので、教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒について日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、次の対処を行う。

- ・緊急のいじめ防止対策委員会を開く。
- ・教育委員会の指導、助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。
※生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む。
- ・法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ・調査結果については、伊賀市教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。